

川崎市立王禅寺中央中学校いじめ防止基本方針

1. 令和8年度 学校経営計画

『学校教育目標』

・教育関係法令
・中学校学習指導要領
・かわさき教育プラン

知・徳・体の調和のとれた人間形成をめざす

- 自主的に学び、真理の追究をめざす人
- 豊かな心を持ち、望ましい人間関係を築くことができる人
- 明朗で健康な生活を営むことのできる人

学校経営重点4項目

確かな学力定着と主体的に学ぶ態度を育成する教育の推進

- 自ら主体的に学習に取り組む生徒の育成
- 個に応じた指導と互いに学び合う授業展開の確立
- 学ぶ喜びのある授業づくりと、確かな学力の定着につながる授業改善
- 指導と評価の一体化

自ら考え・判断・表現する力を育成する教育の推進

- 生徒が主体的に活動に取り組むための組織づくり
- キャリア在り方生き方教育の推進
- 人権尊重教育を基盤とした教育活動の推進

健やかな心身を育成する健康・安全教育の推進

- 心身ともに健やかに生活できる力の育成
- 個に応じた適切な教育相談の充実
- 一人一人を大切にする支援教育の推進

多様な出会いを大切に、共に学ぼうとする教育の推進

- 家庭・地域から信頼される学校づくり
- 学校の取組の積極的な情報公開
- 小学校、高等学校、家庭、地域との連携
- 学校評価の充実

令和8年度の重点目標

～ 学び合い 支え合い 高め合う 学校をめざして ～

- 「探究的な学び」の実現に向けた授業研究
- 生徒の習熟度に応じた生徒へのきめ細かな学習指導
- 授業力向上研究の推進
- 学習指導要領に基づく適切な学習評価の推進

- 主体的に活動する生徒会、委員会、学級づくりの推進
- キャリア在り方生き方教育の組織的な取組
- 思いやりをもち、互いに認め合い、共に高め合う生徒の育成

- 生徒一人一人の特性と教育的ニーズを踏まえた支援体制の充実
- 生徒理解と日常的な教育相談の充実
- 危機管理体制の見直しと改善
- 基本的な生活習慣の確立とあいさつ、規範意識の醸成

- 地域から信頼され、生徒が意欲をもって学べる学校づくりの推進
- 家庭・地域と連携した教育活動の推進
- 小中連携教育の推進
- 学校の実態に合わせた学校運営協議会の運営

重点目標に係わる具体的な取組や考え方

- 適切な評価につなげる学習評価の場面や方法等の工夫・改善
- 「探究的な学び」の視点からの授業づくり
- ICT を効果的に活用した授業展開の推進
- 学習の支援を視点とした授業のユニバーサライズ化
- 授業力向上を目指した校内授業研究の推進

- リーダーの育成と共に生徒の主体的な取組による生徒活動・委員会活動や行事の運営の活性化
- 豊かな体験的な活動を取り入れたキャリア在り方生き方教育の推進
- 共生＊共育プログラムの効果的な活用
- 生徒による集会運営等生徒自治活動の推進

- 支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の充実
- 教育相談の充実と、いじめ防止への組織的な取組
- 生徒理解と日常的な教育相談活動の工夫と充実
- 定期的な安全点検と危機管理の向上
- 生徒が主体となって取組む挨拶運動や環境整備活動等の充実

- 地域活動への協力・参加と地域の教育力を生かした教育活動の充実
- 学校オープンデーの活性化や学校だより、各種通信、ホームページ等を通じた学校情報の積極的な提供
- 小中連携教育の推進に向けた体験授業、職員研修等の充実
- 小中合同の学校運営協議会による学校評価の工夫

2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

4 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切に授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童生徒を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 児童生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童生徒を一人の人間として尊重し、児童生徒の気持ちを理解し、児童生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 児童生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで、児童生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につけさせます。

④ 児童生徒の自浄力を育てます

児童生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童生徒のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における児童生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、児童生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、児童生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている児童生徒や周りの児童生徒が相談しやすい環境をつくります。

③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報の集約と共有をします。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行くと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び児童生徒指導担当者・支援教育コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

② いじめられた児童生徒への支援

- もっとも信頼関係ができていない教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた児童生徒への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

④ 周囲の児童生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじめているのと同じだということを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかったことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した児童生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解消するまで学校が主体性を発揮し、解消後も定期的に児童生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態といいます。

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
「いじめにより」とは、①②に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定されます。

- ③ ②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なおこの調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないこととは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

6 令和8年度 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】（校務分掌に位置付ける）

校長、教頭、総括教諭、教務主任、学年主任、生徒指導担当、支援教育コーディネーター
教育相談担当、養護教諭、活動顧問責任者、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証・・・（校長、教頭）
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成・・・・・・・・・・・・（生徒指導担当、教務主任）
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営・・・・・・・・・・・・（生徒指導担当、教務主任）
- ・いじめ問題に関する資料の管理・・・・・・・・・・・・（生徒指導担当）
- ・道徳教育との連携・・・・・・・・・・・・（学年主任、道徳主任）
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し・・・・・・・・・・・・（対策会議メンバー全員）

【教育相談】

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成・・・・・・・・（生徒指導担当、学年主任、支援教育 Co）
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営・・・・・・・・（支援教育 Co、生徒指導担当、学年主任）
- ・スクールカウンセラーとの連携・・・・・・・・（支援教育 Co、生徒指導担当、学年主任）

【生徒・保護者・地域との連携】

- ・生徒会本部・生活委員会との連携・・・・・・・・（生徒指導担当、特別活動指導部）
- ・PTA役員との連携・・・・・・・・・・・・（教頭、教務主任、生徒指導担当）
- ・地域教育会議との連携・・・・・・・・・・・・（教頭、教務主任、生徒指導担当）

【関係機関との連携】

- ・警察との連携・・・・・・・・・・・・（生徒指導担当）
- ・児童相談所との連携・・・・・・・・・・・・（支援教育 Co、生徒指導担当）

7 令和8年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活 動 内 容（校内いじめ防止対策会議・児童生徒指導部会・職員会議等）
4	・基本方針・重点目標の確認 ・構成員の確認・役割分担・年間指導計画確認 ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応方法等についての研修 ・人権学習の確認 ・かわさき共生＊共育プログラムの取組について ・教育相談アンケート①
5	・各学年の状況報告と指導経過についての確認 ・体育祭での縦割り活動を通した望ましい集団の育成と実践 ・望ましい人間関係づくりに向けての取り組みの実践（生徒会本部・各種委員会） ・教育相談アンケート② ・教育相談①の実施
6	・各学年の状況報告と指導経過についての確認 ・【児童生徒指導点検強化月間】の取組 ・相談アンケート②を通して生徒理解を深め、家庭との連携・今日に向けた信頼関係を築く ・道徳や共生＊教育プログラムの実施を通して自他の尊重や思いやりの心を育てる
7	・各学年の状況報告と指導経過についての確認 ・相談アンケート③ ・三者面談① ・夏休みの過ごし方や相談についての確認と周知
8	・各学年の状況報告と指導経過についての確認 ・健康や安全、いじめの防止や対応等に関する研修会 ・教育相談②の実施 ・教育相談アンケート④
9	・各学年の状況報告と指導経過についての確認 ・合唱コンクールに向けての活動を通した望ましい集団の育成の実践 ・前期の反省とまとめと後期の具体的な取組の確認
10	・各学年の状況報告と指導経過についての確認 ・教育相談アンケート⑤
11	・各学年の状況報告と指導経過についての確認 ・教育相談アンケート⑥
12	・各学年の状況報告と指導経過についての確認 ・三者面談②の実施 ・冬休みの過ごし方や相談についての確認と周知
1	・各学年の状況報告と指導経過についての確認 ・相談アンケート⑦
2	・【学校体制振り返り月間】の取組 ・各学年の状況報告と指導経過の振り返りと今後の取組についての検討 ・今年度の実態や取組の振り返り→学校評価への反映 ・教育相談アンケート ・教育相談③の実施 ・人権学習（3年）
3	・各学年の状況報告と指導経過の振り返りと今後の取組についての確認 ・来年度に向けての基本方針の見直し

◎本校のいじめ防止に向けた取組

児童・生徒の自主的な取組

[自主的な企画・運営]

- ・集会・生徒集会での呼びかけや人間関係づくりのレクリエーション
- ・生徒会本部や各種委員会等の企画による朝の挨拶運動、環境美化の取り組み
- ・ピンクシャツデー（いじめ防止に向けての啓発運動）

[交流活動の活性化]

- ・体育祭、合唱コンクール、3年生を送る会等の際の縦割り活動
- ・小学校との交流（行事や発表会、児童会・生徒会での交流活動等）
- ・委員会活動（あいさつ運動・花いっぱい運動）
- ・地区生徒会の実施
- ・小中連携活動（授業体験・部活動見学）
- ・自治会・町内会や地域行事での交流活動

[啓発活動]

- ・道徳等の授業での啓発
- ・いじめ防止標語やポスターの作成、いじめ撲滅キャンペーンの実施

保護者の取組（PTA 活動）

- ・PTA 役員会議、運営会議での話題提供

地域住民の取組

- ・自治会、町内会及び民生委員、地域住民との情報共有
- ・地域教育会議、学校運営協議会での報告や協議
- ・地域での見守り活動